声製の指火滅 すい

対して、総合的な支援を行っています。 介護・福祉・保健・医療など、さまざまな相談ごとに



出域のみなられ

Ct 9# まな苗製い

- ●介護保険を利用したいが、体調が悪いので要介護認定の申請に行け
- ●介護予防のサービスを利用したい
- ●今の健康を維持したい
- ●近所に住む一人暮らしの高齢者が、最近閉じこもりぎみで心配だ
- ●家族が認知症かもしれない
- ●新しい総合事業のことを知りたい など

ī いここと

- ●認知症になったときに、財産の管理が不安だ
- ●振り込め詐欺の被害にあってしまった
- 蒼得されている高齢者を知っているが、どうすればよいかわからない
- ●認知症の高齢者が言うことを聞かないので、つい怒鳴ってしまう など

高齢者に関する相談は、地域包括支援センターま 0

ンターで受け付けています。お気軽にご相談ください。 よいかわからない」といった相談内容でも、地域包括支援セ 健康や生活のことなどもご相談ください。「どこに相談すれば 介護に関する心配や悩み以外に、高齢者に関することで

34



さまざまな方面から高齢者の生活を支え 94

会資源と連携し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよ うに支援していきます。 地域包括支援センターは、地域のケアマネジャーの支援のほか、地域の多様な社



主任ケアマネジャー



保健師、地域ケア・地域保健等 に関する経験のある看護師

社会福祉士

主任ケアマネジャー、保健師または地域保健等の経験のある看護師、社会福祉士などが中心となり、お互いに連携を取りながら、活動しています。

医療機関

3

ケアマネジャー



NPO団体等

社会福祉協議会

行政機関

サービス 事業者等

民生児童委員等

高層者の生活を地域のネットワークで総合的に支えます

対する支援等に関する法律」があります 幅響地や耐能なの中やいっか回るイフト、 「画物者は後の所上、 同語者の表語者に

高齢者虐待とは?

①身体的虐待(身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行)

②ネグレクト (養護を著しく怠ること)

④性的虐待(わいせつな行為をすることやさせること) ③心理的虐待(著しい暴言または、著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動)

⑤経済的虐待 (高齢者から不当に財産上の利益を得ること)

虐待があった場合には、立入調査や警察の援助を求めることができ、また緊急時には施設入所などを行うことができ 村へ通報することが決められています。生命や身体に重大な危険がある場合は通報が義務づけられています。通報や これらの虐待を養護者(高齢者を養護する者)や介護職員(施設や居宅)が行ったことを発見した場合には、市町

介護職員への研修、苦情処理の体制整備や成年後見制度の活用なども盛り込まれています。 **養護者に対する支援(養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置)**

ပ္ပ